

群馬県議会 リベラル群馬

街頭演説1300日
県政の革命児!

県議会だより

後藤かつみ

vol.25

発行 リベラル群馬 後藤かつみ事務所
住所 高崎市八幡町800-24
TEL&FAX 027-343-1393
e-mail ccrgoto@af.wakwak.com
http://www.ccrgoto.com/



地方切り捨ての政治からの転換を駅頭で訴える、かがや富士子と後藤かつみ

地方自治の根幹を揺るがす政府の暴挙に知事・議会共に抗議
5月定例議会 地方交付税削減問題

国が禁じ手の「兵糧攻め」を行う

政府は、地方公務員の給与削減を目的に、地方交付税を削減して、地方自治体を「兵糧攻め」にする措置を決定。群馬県でも80億円超の削減が行われることになりました。

そもそも地方交付税は、国の補助金とは違い、本来は地方自治体の財源となるべき税をいったん国が召し上げたうえで地方自治体に再配分しているものです。

その意味で、地方交付税は「地方固有の財源」であり、国が地方自治体を服従させるために用いるのは「禁じ手」です。さらには、政府による選挙前の「地方公務員給与削減パフォーマンス」に用いるなど以外の外と言えます。

地方交付税とは

地方自治体によって税収のばらつきがあるために、自らの税収だけでは必要な行政サービスを提供できない地方自治体も多くあるため、このような税収の不均衡を是正する機能を果たしている制度。

本来、地方自治体の財源となるべき税を国が代わりに徴収し、一定の基準に従って地方に再分配している。

本会議での知事発言(要約)

今回の要請は、本県を始めとした地方のこれまでの行財政改革の努力を考慮せずに行われたものであること、さらに、地方との十分な協議を経ずに一方的に行われ、地方固有の財源である地方交付税を給与削減を行わせる手段として用いたという点で、極めて問題があると考え、これまで発言して参りました。現在も、その考えに変わりはありません。

そもそも、地方公務員の給与は地方が自主的に決定すべきであり、国が削減を強制することは、地方自治の根幹を揺るがす問題であります。

県議会から国に対する意見書(前文要約)

政府は、国の政策目的の実現のため、地方交付税の臨時給与減額に係る地方交付税等の減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、「地方団体の独立性の強化」「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。国の施策のもとに一方的に決すべきでなく、国と地方の十分な協議を保障したうえで、そのあり方や総額について決定する必要があります。

一般職員平均7.7%削減
知事、国に強く抗議

大澤知事は「兵糧攻め」による県民サービスへの影響を回避するため、やむを得ず、職員の給与削減を決定せざるを得ませんでした。

一方で、地方固有の財源である地方交付税を、地方公務員給与削減を行わせる手段として用いた国の姿勢に強い抗議の意を示し、二度と行われることのないよう主張していくと本会議の中で述べています(別掲)。

県議も年100万円の報酬削減を決める

県議は、H21年度以降5%、この4月からは8%の報酬削減を続けています。しかし、職員の給与削減を受け、10%削減に引き上げを決定。年額換算で約100万円の減額となります。

一方で、知事と同様、国の姿勢に抗議するとともに地方交付税の確保を求める意見書を全会一致で採択しました。

県議報酬削減
各会派で協議
10~15%へ拡大案

県議会各会派代表者会議で10日、議員報酬の削減幅を現行の8~12%から10~15%に拡大する提案が出て、各会派が対応を協議することになった。

リベラル群馬が議長15%(現状12%)、副議長12%(同10%)、議員10%(同8%)への拡大を求めた。県の一般職員の給与を平均7.7%削減する関係条例改正案が今議会で可決される見通しとなったことを踏まえた案だといふ。

6月11日
朝日新聞
より抜粋